

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年12月26日（火）

令和5年第13回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年12月26日（火）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室5

○ 議事日程

- 第1 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第75号 非農地証明願について
- 第4 議案第76号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について
- 第5 議案第77号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第6 議案第78号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第7 報告第31号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第8 報告第32号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第9 報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第10 報告第34号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告につい
て

出席委員

1 番 石坂 豊治 君

2 番 齋藤 和子 君

3 番 柿澤 博 君

~~4 番 大竹 孝一 君~~

~~5 番 小西 利章 君~~

6 番 今井 英夫 君

~~7 番 吉田 恵子 君~~

区域 4 内田 信行 君

8 番 原田 勝幸 君

9 番 廣瀬 正実 君

10 番 野中 清 君

11 番 杉本 剛昭 君

12 番 朝倉 直芳 君

13 番 村越 重芳 君

14 番 小澤 昇 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時03分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 5 年第 1 3 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、4 番大竹孝一委員、5 番小西利章委員、7 番吉田恵子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち11名の委員が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員 1 名にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。10 番野中清委員、11 番杉本剛昭委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第73号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番から 3 番案件を一括して上程いたします。

11 番杉本委員より報告をお願いいたします。

○11 番（杉本剛昭君） 議案第73号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番から 3 番案件を一括してご報告いたします。

令和 5 年12月15日、担当委員 1 名と事務局 2 名で現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、4 筆、いずれも現況畑、合計1,192㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人、譲渡人共に相互に交換するためです。

今後につきましては、タマネギ、キャベツ等を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人66歳、従事日数300日、専業、配偶者68歳、従事日数300日、専業でございます。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

申請地は、4 筆、いずれも現況畑、合計2,388㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人、譲渡人共に相互に交換するためです。

今後につきましては、サツマイモ、ダイズ等を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人61歳、従事日数150日、兼業でございます。

続いて、3番案件をご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、現況畑、111㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農に協力するためです。

今後につきましては、ショウガを作付けする予定です。

労働力につきましては、本人78歳、従事日数250日、兼業、配偶者73歳、従事日数250日、兼業でございます。

いずれの案件も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番案件を報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第74号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件は、8番原田委員、2番及び3番案件は、11番杉本委員より報告をお願いいたします。始めに、1番案件について報告をお願いいたします。

○8番（原田勝幸君） 議案第74号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和5年12月18日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、311㎡でございます。

申請目的は、建売住宅です。

農地区分は第3種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、2階建ての木造住宅2棟を建設するものです。

汚水処理につきましては、公共下水への接続とします。

隣接地への被害防除につきましては、土砂流出防止の為にコンクリートブロックを3段積で新設する計画となります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、2番及び3番案件について報告をお願いいたします。

○11番（杉本剛昭君） 続いて、2番案件をご報告いたします。

令和5年12月14日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の申請地は、1筆、畑、97㎡でございます。

申請目的は、仮設作業場への一時転用です。

転用期間は、令和6年2月1日から2ヶ月間となります。

農地区分は第1種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面プラシキを敷き、工事に関する資機材置場として使用します。

雨水処理ならびに被害防除としましては、仮設作業場の周囲に30センチメートル程度掘削し、側溝を設けます。なお、資機材等の拡散防止や、必要以外の立入等をさせないため、工事中ガードフェンスで区画を行う計画となります。

続いて、3番案件をご報告いたします。

令和5年12月15日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

～3番案件について内容を説明～

3番案件の申請地は、1筆、畑、366㎡でございます。

申請目的は、資材置場です。

農地区分は第3種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内砕石敷きとし、再利用可能な資材の保管場所となります。

雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、土砂流出防止の為に、ブロック土留を新設する計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○1番（石坂豊治君） 2番案件の2ヶ月間の一時転用について、期間経過後に原状に戻っているかどうかの確認をするために現場に行っているのか。

○局長補佐（伊藤和範君） 工期完了後、現状に復くされた現場の近景や遠景の写真が添付された工事完了報告書を、事業主から農業委員会に提出してもらい、許可権者の県に報告し、完了となります。

○13番（村越重芳君） 農地転用に係る要件について、教えて欲しい。

○局長補佐（伊藤和範君）

～農地の区分に応じた基準である立地基準について概略説明～

○12番（朝倉直芳君） 1種、2種、3種農地の区分けの基準について教えて欲しい。

○局長補佐（伊藤和範君）

～農用地区域内農地は別となること。1種、2種、3種農地の区分けについての立地基準と個別基準などについての概略説明～

○議長（齋藤和子君） ほかに、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第74号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番案件を報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第75号、非農地証明願について、1番案件を上程

いたします。11番杉本委員より報告をお願いいたします。

○11番（杉本剛昭君） 議案第75号、非農地証明願について、1番案件をご報告いたします。

令和5年12月15日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

～案件について内容を説明～

本案件は、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

本案件の申請地は、1筆、登記地目は畑、532㎡でございます。

当該地は、10年以上前から宅地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件をすべて満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 委員より航空写真で建物が建っているとの報告がありました。532㎡と言うことで面積が広いと思われるかもしれませんが、航空写真で建物が建っている部分と、それ以外の土地については、裏に山を背負っている状態で高低差が有ることから明らかに耕作できない部分であるということによって非農地と判断させていただきました。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第75号、非農地証明願について、本案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第76号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番から5番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

区域4内田委員より、報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第76号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進

法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番から5番案件を一括してご報告いたします。

本案は、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、1,223㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までとなり、更に3年間更新するものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

続いて、2番から5番案件をご報告いたします。

～2番から5番案件について内容を説明～

2番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、394㎡でございます。

続いて、3番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、465㎡でございます。

続いて、4番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、477㎡でございます。

続いて、5番案件の利用権を設定する農地は、2筆、いずれも畑、合計506㎡でございます。

権利の存続期間は、いずれも令和6年1月1日から令和8年12月31日までで、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権及び使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第76号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番から5番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第77号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。8番原田委員より報告をお願いいたします。

○8番（原田勝幸君） 議案第77号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

本案件は、被相続人が、令和5年7月9日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和5年12月18日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

相続人は、3筆、合計4,932㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、2筆、いずれも畑、合計1,805㎡につきましては、一体として耕作されており、ハクサイ、ハウレンソウ、ブロッコリー等が作付けされておりました。

1筆、田、3,127㎡につきましては、水稻準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、そのほか一式でございます。

労働力は、本人63歳、従事日数350日、専業、配偶者67歳、従事日数350日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第77号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、議案第78号、引き続き農業経営を行っている旨の証明

願について、1番から3番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。1番及び2番案件は、8番原田委員、3番案件は、11番杉本委員より報告をお願いいたします。

○8番（原田勝幸君） 議案第78号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番及び2番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和5年12月15日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも現況畑、合計1,053㎡につきましては、一体として耕作されており、ダイコン、コマツナ、タマネギ等が作付けされておりました。

農機具の保有状況は、耕運機、管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人89歳、従事日数100日、専業、配偶者81歳、従事日数70日、専業でございます。

～2番案件について内容を説明～

続いて、2番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、569㎡につきましては、ダイコン、柿、ブルーベリー等が作付けされておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力は、本人59歳、従事日数360日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。続いて、3番案件について、報告をお願いいたします。

○11番（杉本剛昭君） 続いて、3番案件をご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

令和5年12月15日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

3番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

13筆、いずれも現況畑、合計6,031㎡につきましては、一体として耕作されており、ジャガイモ、ダイコン等が作付けされ、柿、栗が肥培管理されていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人75歳、従事日数320日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第78号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から3番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7から9、報告第31から33号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出、農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 7ページ、報告第31号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり1番から3番案件となっております。

8ページ、報告第32号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり1番から3番案件となっております、転用目的としましては、駐車場敷地・住宅敷地でございます。

続いて、9～10ページ、報告第33号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり1番から14番案件となっております、転用目的としましては、住宅敷地・

ゴミ集積所・道路敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第31から33号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出、農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（齋藤和子君） 日程第10、報告第34号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 11ページ、報告第34号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてをご説明いたします。

～合意解約が初めての案件のため、合意解約の内容について説明～

議案書記載のとおり茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は1番案件となっており、合意解約の合意が成立した日は、令和5年12月6日でございます。

次に、小出地区は、2番から4番案件となっており、合意解約の合意が成立した日は、いずれも令和5年11月24日でございます。

なお、2番から4番案件については、議案第73条の農地法第3条の規定による許可申請の1番から2番案件と地番が重複しているものがありますが、土地の権利の変更をする場合は、その土地に存する利用権の解除をする必要があることから、一旦、利用権の解除をします。今回の案件については、土地の権利の変更後に、改めて、同じ賃借人と利用権の設定を行うことになっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君）　ご質問がないようですので、報告第34号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを終わります。

　以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

　それでは、以上をもちまして、令和5年第13回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

　ご協力ありがとうございました。

午後2時45分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員